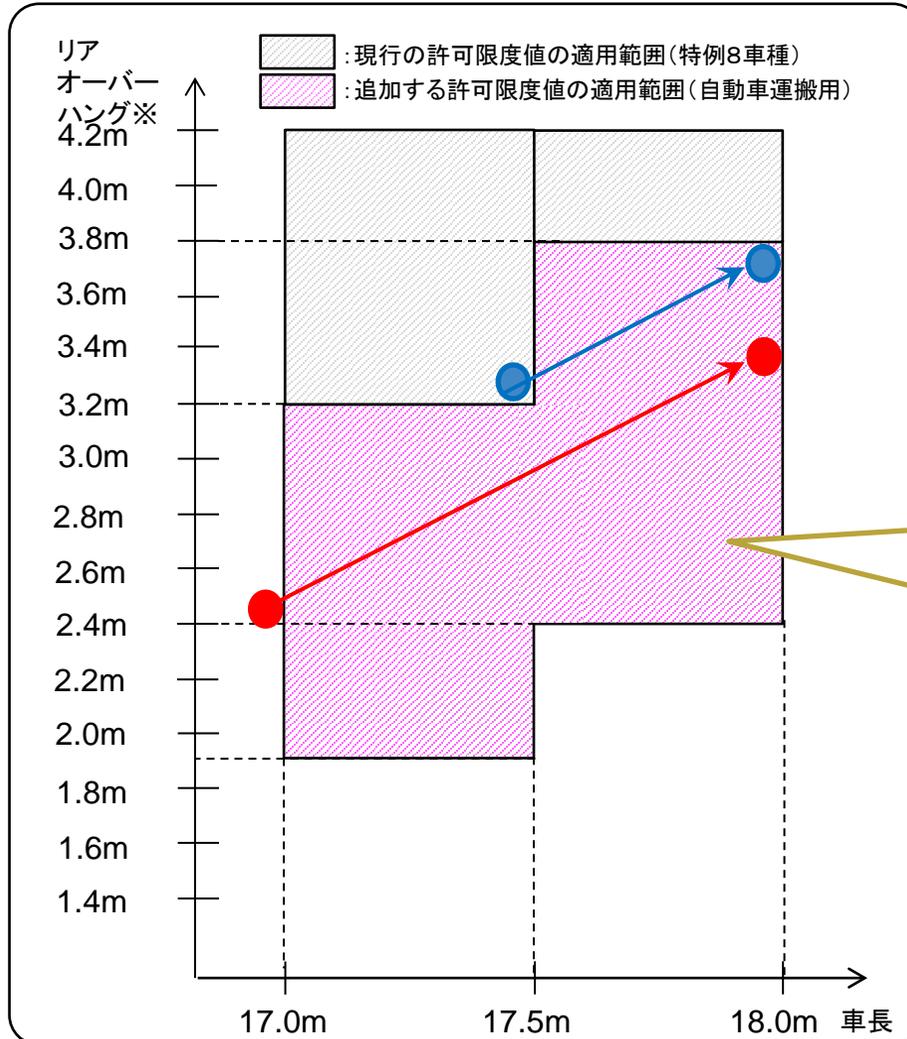


はみ出して運搬できる自動車運搬用の対象車両

- 17.0m以下の車両については、最大1mはみ出して自動車運搬可能
- 17.5mの車両については、最大0.5mはみ出して自動車運搬可能

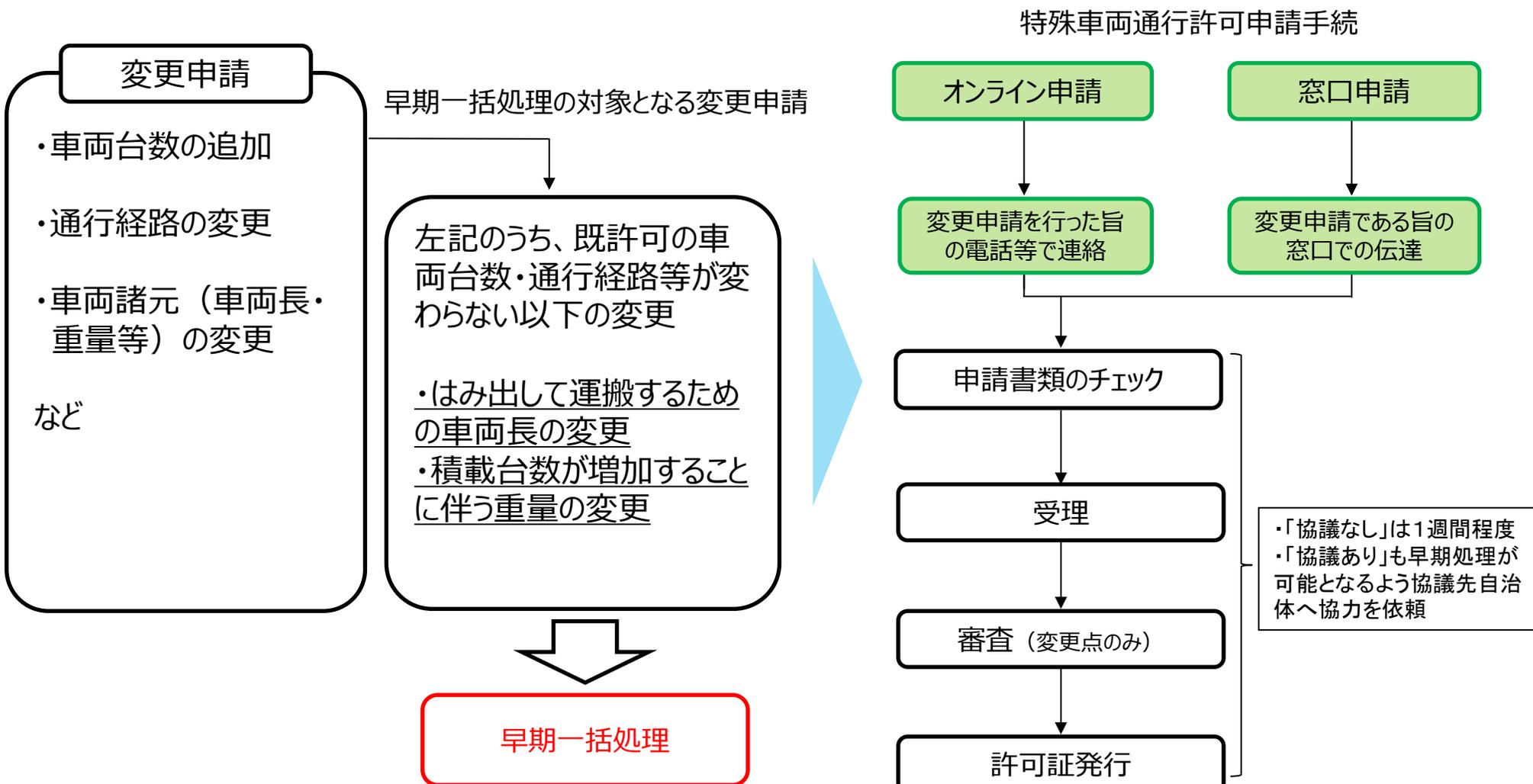


- 17.5mの車両に0.5mはみ出す場合
- 17.0mの車両に1.0mはみ出す場合

はみ出し後の長さが適用範囲に収まる場合には、許可の対象

※被けん引車の後軸の旋回中心から車体の後方にはみ出して積載する自動車の後端までの長さ

- 積載する自動車をはみ出して運搬するためには、車両長が変わるため、既存の許可の変更手続が必要です。
- 国道事務所では、はみ出して運搬するための変更申請を一括して効率的かつ早期に処理するよう努めます。
- 申請者の皆様には、一括での申請及び申請先への電話等での連絡をお願いいたします。



・「協議なし」は1週間程度
・「協議あり」も早期処理が可能となるよう協議先自治体へ協力を依頼